

入 札 説 明 書

令和 7 年度 情報共有ツールを活用した地域コミュニティ活性化

実証事業業務委託

令和 7 年 6 月

大阪市市民局

入札説明書

入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 公 告 日：令和 7 年 6 月 19 日（木）
- (2) 担 当：大阪市民局総務部総務担当（総務グループ）
〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号（大阪役所 4 階）
電話 06 - 6208 - 7314
電子メールアドレス ca0001@city.osaka.lg.jp
- (3) 調達件名：令和 7 年度 情報共有ツールを活用した地域コミュニティ活性化実証事業業務委託（以下「本件」という。）
- (4) 契約期間：契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日
- (5) 履行場所：本市が指定する場所
- (6) 本件の入札は地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 1 項及び第 2 項に基づく総合評価一般競争入札を適用する。

2 入札参加者の資格に関する事項

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 令和 7・8・9 年度の大阪市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「10 情報処理 01 情報処理」又は「13 その他代行 26 その他」で登録していること。
- (5) 本支援業務を担当する事業所において、（一財）日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用が認められていること、ISO/IEC 27001 若しくは JISQ27001 の認証を受けていること又は ISO/IEC 27001 若しくは JISQ27001 と同等の個人情報保護に関する内部規定を設けていること

3 開札までの手続等に関する事項

- (1) 入札参加申請
 - ア 交付資料（入札説明書等）

- 資料 1 入札説明書
- 資料 2 仕様書
- 資料 3 提案書作成要領
- 資料 4 落札者決定基準
資料 4 別紙 提案書評価表
- 資料 5 業務委託契約書（案）

【様式】

- 様式 1 総合評価一般競争入札参加申出書
- 様式 2 仕様書等に関する質問票
- 様式 3 入札辞退届
- 様式 4 誓約書
- 様式 5 実績調書

イ 交付期間

公示の日から令和 7 年 7 月 2 日（水）まで（大阪市の休日を定める条例（平成 3 年大阪市条例第 42 号）第 1 条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時 30 分から午後 5 時までの間（ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。）

ウ 交付場所：市民局ホームページ上及び担当部局（1（2）に同じ。）

エ 費用：無償により交付する。

オ 入札参加申請書類

（ア）総合評価一般競争入札参加申出書（様式 1）

（イ）プライバシーマーク、ISO/IEC 27001 若しくは JISQ27001 の認証取得に関する登録証等の写し又は ISO/IEC 27001 若しくは JISQ27001 と同等の個人情報保護に関する内部規定の写し

カ 受付期間

3（1）イに同じ。

キ 受付方法及び受付場所

持参または大阪市契約規則第 25 条第 2 項に規定する郵便等（書留郵便等配達記録が残るもの。以下「郵便等」という。）により、担当部局（1（2）に同じ）に、上記カまでに必着のこと。

（2）入札参加資格の審査及び通知

ア 入札参加申請の提出書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和 7 年 7 月 11 日（金）付けで通知する。

イ 入札参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して通知する。

ウ 入札参加資格を認められた申請者には、同日より担当部局（1（2）に同じ。）におい

て事業請負申込書（以下「入札書」という。）等を交付する。

（３）質問事項の質問方法、受付期間及び回答方法

ア 質問方法

「仕様書」（資料２）の内容等についての質問は、「仕様書等に関する質問票」（様式２）に記載し、電子メールにより担当部局（１（２）に同じ。）あて提出すること。

また、受信確認のため、送信後必ず担当部局（１（２）に同じ。）へ電話連絡を行うこと。

イ 質問受付期間

令和７年６月１９日（木）から令和７年７月２日（水）まで（休日を除く。）の午前９時３０分から午後５時までの間（ただし、午後０時１５分から午後１時までの間を除く。）とする。上記ア「質問方法」における受信確認（電話連絡）についても同様とする。

なお、質問受付期限以降の質問については受け付けない。

ウ 回答方法

令和７年７月１１日（金）から令和７年７月２９日（火）まで市民局ホームページに掲載する。質問が無かった場合も同様とする。

https://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku_nyusatsuanken/shimin/0000627283.html

（４）入札執行日時及び場所等

ア 入札執行の日時

令和７年７月３０日（水）午前９時３０分から午前１０時まで

イ 開札の日時

令和７年７月３０日（水）午前１０時

なお、開札は、入札参加者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

ウ 再度入札及び再度開札日時※１回限り

再度、入札書を交付し、即時執行する。

エ 場所

大阪市役所本庁舎 ４階 市民局第４会議室

ただし、郵便等による入札の場合は令和７年７月２９日（火）午後５時までに担当部局（１（２）に同じ。）あて必着のこと。

なお、この場合は二重封筒を用い、表封筒に入札案件名称を明記するとともに「入札書在中」と朱書きのうえ担当部局（１（２）に同じ。）あて親展とし、内封筒に「入札書」、「提案書」と記載し、入札書、提案書を別封筒にすること。

（５）入札に参加することができない者

ア 入札参加申出期限までに参加申出をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

イ 入札参加資格を認められた者で、入札参加資格の審査結果の通知時より開札時までの間において、「2 入札参加者の資格に関する事項」の要件を満たさなくなった者

(6) 入札保証金等

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 要

ただし、契約規則第 37 条第 1 項の規定に該当する場合は、免除する。

ウ 保証人 不要

(7) 入札方法等に関する事項

ア 落札者の決定は総合評価一般競争入札方式で行うので、入札参加者は提案書等を作成し、入札書を提出しなければならない。

入札書の提出にあたっては、日付、所在地、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、代表者印若しくは受任者印（使用印鑑届出書で届け出た印）を必ず押印すること。

イ 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。代理人が入札をする場合は、入札時に別途委任状を作成し、提出するものとする。

ウ 落札者の決定にあたって、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書の金額欄には、総額（本業務に要する一切の諸経費を含めた金額）を記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 契約規則第 28 条第 1 項に該当する入札

イ 本市が交付した入札書を用いないでした入札

ウ 入札書とともに提案書等を提出しない場合の入札

エ 再度入札の場合にあつては、前回最低入札価格以上の価格で行った入札

オ 総合評価一般競争入札参加申出書又は提出資料に虚偽の記載をした入札

カ 落札決定までに、入札参加者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

(9) 入札の中止等

ア 入札参加者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取り止めることがある。

イ 入札前において、天災・地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、上記ア、イの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

(10) 入札の辞退

入札参加者は、辞退する場合、入札執行日時までに、「入札辞退届」(様式3)を提出すること。

入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(11) その他

ア 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができない。

イ 再度入札にあたっての提案書等の差替えは認めない。

ウ 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

エ その他、本入札執行については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令(平成7年政令第372号)及び契約規則の定めるところによる。

オ 資料2「仕様書」等の交付資料について、本市の許可を得ることなく無断で使用することを認めないものとする。

4 委託範囲等について

資料2「仕様書」のとおり。

5 提案書等に関する事項

(1) 提案書等提出の日時及び場所

ア 日時: 3(4)アに同じ。

イ 場所: 3(4)エに同じ。

(2) 提案書等の記載内容

提案書等の記載内容・要領については、資料3「提案書作成要領」に基づくこと

(3) 提出書類

提案書等については、次のものを必要部数作成し、あわせて電子媒体も作成すること。

ア 提案書(補足資料含む) (正本1部(袋綴じ)と副本5部)

イ 提案書のデータを記録した電子媒体(CD-R又はDVD-R)(表面に入札参加者の商号又は名称がある正本1部と無い副本1部)

(4) 提案書等の拘束力

契約書に添付する仕様書は本件の資料2「仕様書」を基に作成する。ただし、採用された提案書等に記載されている事項に基づき、本市の判断により契約締結段階において契約書の仕様書に、追加、変更又は削除を行うことがある。

(5) 提案書等の取扱い

入札の際に提出される書類に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、本件において公表等が特に必要と認める場合は、本市は、提案書等の全部又は

一部を使用できるものとするが、契約に至らなかった入札参加者の提案書等については、本件の公表以外には使用しないが、返却については行わない。

なお、提案書等の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

6 落札者の決定方法等に関する事項

(1) 落札者の決定方法等

落札者の決定にあたっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、本市にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価である「内容点」に入札価格の評価である「価格点」を加算する総合評価落札方式を採用し、予定価格の制限の範囲内において入札があった者のうち、合計点である「総合評価点」の最も高い者を落札者とする。

なお、内容の評価にあたっては、本市にとっての有利性及び客観性の確保のため、本市において設置する総合評価一般競争入札検討会議において、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

ア 提案内容の評価

「落札者決定基準」(資料4)に基づき提案内容の評価し、「内容点」を与える。

イ 入札価格の評価

入札価格については、「落札者決定基準」(資料4)に基づき、入札価格に対する「価格点」を与える。

ウ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

ア及びイで評価した、「内容点」及び「価格点」を合計した「総合評価点」が最も高い者を落札者とする。

※「総合評価点」の最も高い者が2以上あるとき(同点のとき)

① 入札者それぞれの「内容点」、「価格点」が異なる場合

「内容点」が高いものを落札者とする。

② 入札者それぞれの「内容点」、「価格点」が同じ場合

「内容点」における提案書評価のうち、評価項目「実施体制」、「アプリ内容」及び「デジタル活用の推進」の合計点数が高いものを落札者とする。

③ 入札者それぞれの「内容点」、「価格点」、「評価項目『実施体制』『アプリ内容』『デジタル活用の推進』の合計点数」が同じ場合

「入札金額」が低い者を落札者とする。

なお、「入札金額」が同じ場合は、別途日を定め、くじ引きにより落札者を決定する。

エ 落札者とししない場合

① 入札の日から落札者決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合

② 各評価項目の評価点について、1項目でも0点がある場合

オ 落札者が契約しない場合の対応

落札者が契約を締結しないときは、次点の入札参加者と個別の交渉を行う。

(2) 落札者の公表等

落札者については、大阪市ホームページにおいて公表するものとする。また、落札の結果については、各入札参加者に書面により通知する。

7 契約に関する事項

本件に関する契約条項については、「業務委託契約書(案)」(資料5)のとおりである。また、契約条件については、「仕様書」(資料2)のとおりとし、詳細については契約時に定める。

8 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 違約金の徴収

落札決定後、正当な理由がなく契約を締結しないときは、大阪市契約規則第21条第2項により落札金額(単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額)の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(4) 本入札に当たっては質問期間を設けており、入札をした者は、入札後において、入札説明書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(5) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(6) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(7) 入札の参加に要する費用は入札参加者の負担とする。

(8) 落札者又は契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、「1(2)担当」に大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく「誓約書」(様式4)の両面印刷したものを提出するとともに、契約締結の手続を行うこと。

(9) 落札者または契約の相手方に決定され、契約保証金の納付免除申請をする場合は、遅滞なく、「1(2)担当」に「実績調書(契約保証金免除申請用)」(様式5)を提出すること。